

# 知多市生活排水処理基本計画改訂(案)

## 【概要版】

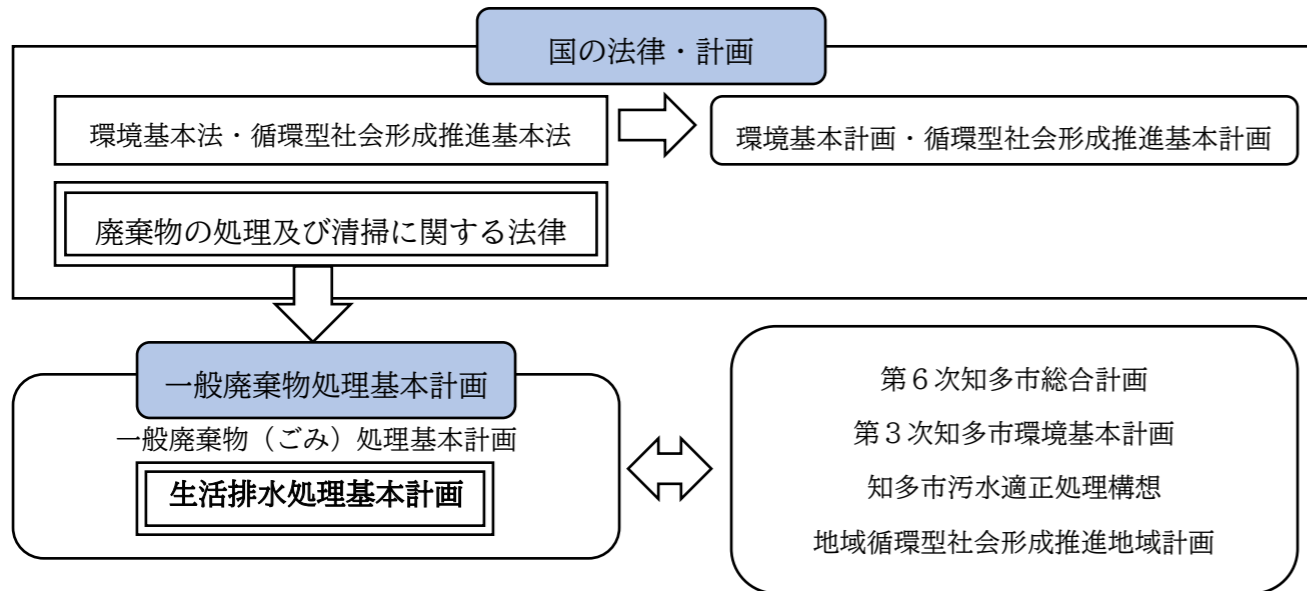
### 計画改訂の背景

平成28年4月に「知多市生活排水処理基本計画」を策定し、下水道事業計画区域においては水洗化、下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進に努めてきました。令和3年度末時点、下水道人口普及率は96.7%まで上昇し河川の水質は向上してきていますが、さらなる水質環境の向上や汚水の適正処理に向けて、生活雑排水を未処理のまま河川等へ放流しているくみ取り便槽や単独処理浄化槽を減少させ、合併処理浄化槽への転換や下水道への接続を継続的に促進していく必要があります。

社会的な動向としては、平成27年の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」において水質環境保全に係る目標も設定されました。また、令和3年度に「知多市污水適正処理構想」が改訂され、公共下水道事業の計画面積が約8%削減される見直しがされました。

本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、保全されたきれいな水環境が未来へ続くことを目指し改訂を行います。

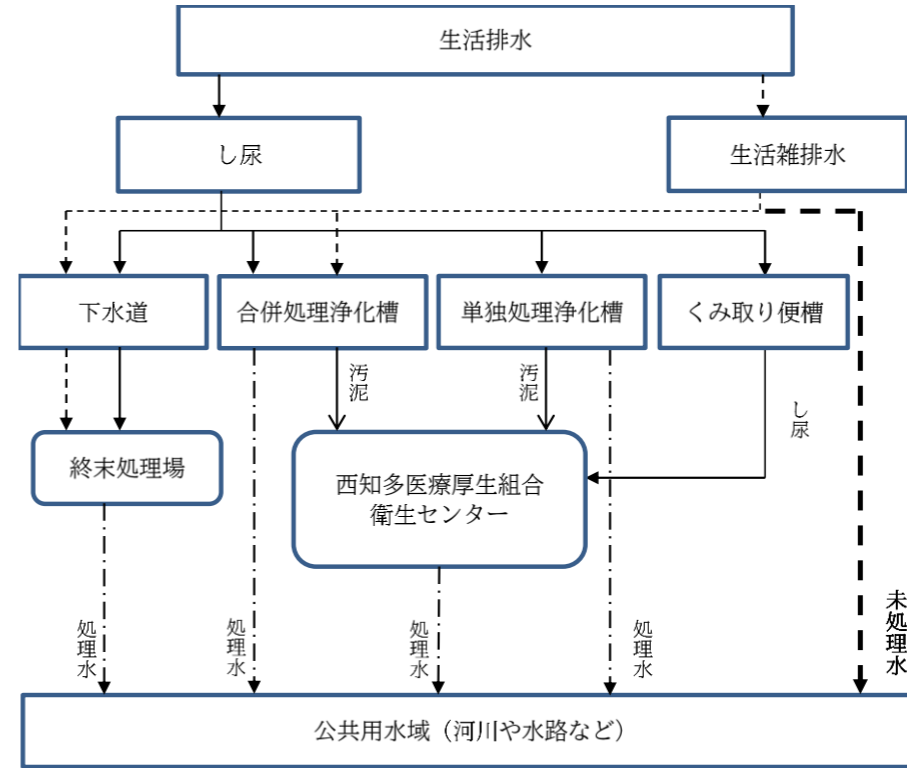
### 計画の位置付け



### 計画の期間及び区域

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から令和13年3月31日までの15年間とします。改訂後の計画開始は令和5年4月1日からとします。  
本計画の対象区域は、知多市全域とします。

### 生活排水処理の流れ



生活排水は、し尿と日常生活で台所、洗濯、風呂場等から排出される生活雑排水の2つに大別されます。

下水道や合併処理浄化槽を設置している世帯では、し尿及び生活雑排水が適正に処理されていますが、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を設置している世帯では、し尿は適正に処理されているものの、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

### 生活排水の処理区域

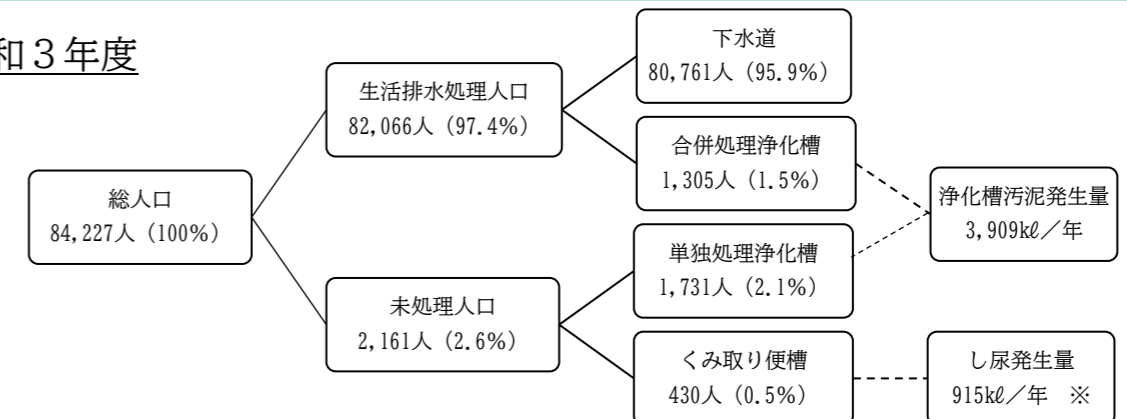
区域	面積	対象人口
下水道事業計画区域	15.48 km <sup>2</sup> (33.7%)	81,487人 (96.7%)
浄化槽処理促進区域	30.42 km <sup>2</sup> (66.3%)	2,740人 (3.3%)
合計	45.90 km <sup>2</sup>	84,227人

※ 対象人口は令和3年度末現在としています。

「知多市污水適正処理構想」において設定された下水道処理区域を下水道事業計画区域とし、下水道事業計画区域外を浄化槽処理促進区域とします。

### 生活排水処理の現状

令和3年度



※し尿発生量は事業所及び仮設トイレ分を含む。

## 生活排水処理の課題

- (1) 下水道による生活排水処理の拡大  
下水道事業計画区域内であっても、下水道への接続が行われていない世帯が残っています。
- (2) 生活雑排水の未処理水放流  
単独処理浄化槽やくみ取り便槽を設置している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま放流されています。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理体制  
し尿及び浄化槽汚泥の発生量に応じた適正な収集・運搬・処理体制を維持する必要があります。

## 基本理念

つくる、つたえる、つなぐ  
～未来へつなげる きれいな水環境～

令和3年2月に策定した「第3次知多市環境基本計画」の基本理念を踏まえて、生活排水による環境への負荷を可能な限り低減し、保全されたきれいな水環境を未来へつなげることを目指します。

## 基本方針

- (1) 下水道事業の推進
- (2) 合併処理浄化槽の設置の促進
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

## 生活排水処理の目標

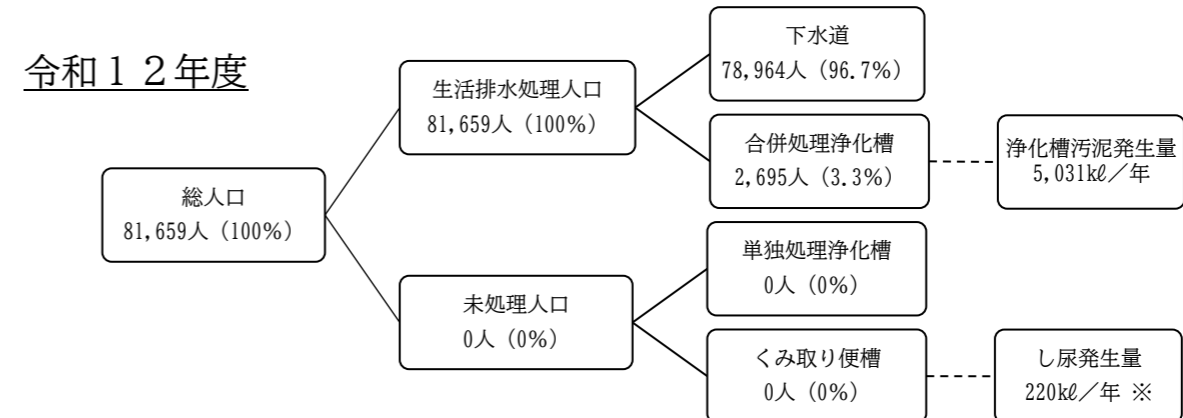
【令和3年度】  
97.4%



【令和12年度】  
100%

下水道及び合併処理浄化槽への接続や転換の促進等を行い、生活排水による環境への負荷を可能な限り低減し、保全されたきれいな水環境を未来へつなげるため、目標年度である令和12年度においては、生活排水処理率100%にすることを目指します。

## 生活排水処理の予測



※し尿発生量は仮設トイレ分のみ。

## 目標に向けた施策

### (1) 下水道事業の推進

下水道事業計画区域において下水道未接続である世帯には、整備の目的や効果等を十分に説明し、下水道への早期接続を促し、接続率向上を図ります。

### (2) 合併処理浄化槽の設置の促進

本市が未来へとつないでいくべき清らかな河川を保全し、環境負荷の少ない快適な環境を推進していくために、浄化槽処理促進区域においては、合併処理浄化槽への設置費等補助制度を有効に活用し、積極的な合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、生活排水処理の重要性を周知し、適正処理の意識向上に努めます。

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の発生量に応じた、効率的な収集・運搬体制を確保していきます。  
また、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の継続に向けて、東海市とともに西知多医療厚生組合の衛生センターの運営に積極的に協力していきます。